

佐野市告示第209号

公示送達

次の方について書類の送達ができないので、介護保険法第143条及び佐野市介護保険条例第14条の規定に基づき公示送達します。

なお、送達すべき書類は佐野市健康医療部介護保険課にて保管し、送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和8年9月7日

佐野市長 金子 裕

1 送達を受けるべき者の氏名及び書類の名称

小林 正雄      介護保険法第144条に係る通知      令和8年度1期